

2026年3月24日

各 位

会 社 名 株式会社 SQUEEZE  
代 表 者 名 代表取締役CEO 舘林 真一  
(コード番号：558A 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役CFO 安養寺 鉄彦  
(TEL 03-6455-4721)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年3月24日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 175,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2026年4月6日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2026年4月21日(火曜日)
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2026年4月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。ただし、発行価格と同時に決定する引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。
- (6) 発行価格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年4月14日に決定する。)
- (7) 申込期間 2026年4月15日(水曜日)から  
2026年4月20日(月曜日)まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2026年4月22日(水曜日)
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。

.....  
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」  
●(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋支店
- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 950,900 株
- (2) 売出人及び売出株式数
  - 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号  
ケネディクス株式会社 570,100 株
  - 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
株式会社エスコン 114,200 株
  - 東京都港区虎ノ門五丁目9番1号  
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合 114,000 株
  - 北海道札幌市中央区  
館林 真一 40,000 株
  - 東京都江東区豊洲一丁目1番1号  
Canal Ventures Collaboration Fund 1号投資事業有限責任組合 35,700 株
  - 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号  
JR 東日本スタートアップ株式会社 35,700 株
  - 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 (ジャフコ グループ株式会  
社内)  
ジャフコ SV4 共有投資事業有限責任組合 34,000 株
  - 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号  
F F Gベンチャー投資事業有限責任組合第1号 7,200 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社SBI証券、東海東京証券株式会  
社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、マネックス証券株式会社、北洋証  
券株式会社、香川証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を  
引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記1. における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売  
出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、  
上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。

.....  
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではあ  
 ●りません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」  
 ●（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたしま  
 ●す。  
 ●.....

- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 168,800株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 売出人 東京都港区六本木一丁目6番1号  
株式会社SBI証券  
売出株式数 当社普通株式 168,800株(上限)  
(オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026年4月14日に決定される。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1. における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一とする。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

### 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 168,800株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1. における払込金額と同一とする。)
- (3) 割 当 価 格 未定(上記1. における引受価額と同一とする。)
- (4) 払 込 期 日 2026年5月25日(月曜日)
- (5) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、2026年4月14日に決定される予定の引受価額を基礎と  
資本準備金に関する事項 して、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当先及び割当株式数 株式会社SBI証券 168,800株  
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。
- (7) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 新橋支店
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

- (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本件第三者割当による新株式発行も中止する。

## 5. 親引けの件

上記2.「引受人の買取引受による株式売出しの件」に関して、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、売出株式の一部につき、当社が指定する下記販売先（親引け先）に対して下記株式数と下記目的で売付けることを引受人である株式会社SBI証券に要請する予定であります。

指定する販売先（親引け先）	株式数	目的
第一リアルター株式会社 (東京都港区虎ノ門四丁目1番1号神谷町トラストタワー)	取得金額2億5,000万円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
株式会社大和証券グループ本社 (東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)	取得金額2億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
ヒューリック株式会社 (東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号)	取得金額2億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため
RS Investment Management株式会社 (東京都港区六本木6丁目3番1号六本木ヒルズクロスポイント6階)	取得金額2億円を上限として要請を行う予定であります。	事業シナジー創出を目的とした関係構築のため

## 【ご参考】

### 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

- (1) 募集株式数 当社普通株式 175,000株
- (2) 売出株式数 ① 引受人の買取引受による売出し  
当社普通株式 950,900株  
② オーバーアロットメントによる売出し(\*)  
当社普通株式 168,800株 (上限)
- (3) 需要の申告期間 2026年4月7日(火曜日)から  
2026年4月13日(月曜日)まで
- (4) 価格決定日 2026年4月14日(火曜日)  
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、需要状況、相場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定する。)
- (5) 申込期間 2026年4月15日(水曜日)から

.....  
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」  
 ●（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
 ●.....

2026年4月20日（月曜日）まで

(6) 受 渡 期 日 2026年4月22日（水曜日）

(\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が168,800株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である館林 真一（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2026年5月20日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2026年3月24日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2026年5月25日とする当社普通株式168,800株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、上場日（2026年4月22日）から2026年5月20日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,045,800株
公募増資による増加株式数	175,000株
公募増資後の発行済株式総数	3,220,800株
第三者割当増資による増加株式数	168,800株
第三者割当増資後の発行済株式総数	3,389,600株

(注) 1. 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「4. 第三者割当増資による募集株式発行の件」の募集株式の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシューオプションの行使通知があり、発行がなされた場合の数値です。

2. 上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

### 3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 487,710 千円及び本件第三者割当増資における手取概算額上限 482,970 千円を合わせた手取概算額上限 970,680 千円については、下記のとおり充当する予定であります。

#### 借入金の返済

当社の借入金の返済として、970,680 千円（2027 年 12 月期 970,680 千円）を充当する予定であります。  
なお、上記調達資金は、具体的な充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

### 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

#### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

剰余金の配当を行う場合は、年 1 回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年 1 回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

#### (4) 過去 3 決算期間の配当状況

	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期	2025 年 12 月期
1 株当たり当期純利益	5,590.60 円	100.39 円	197.62 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)
実績配当性向	— %	— %	— %
自己資本当期純利益率	34.7 %	41.9 %	50.9 %
純資産配当率	— %	— %	— %

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1 株当たり配当額（1 株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

3. 当社は、2026 年 1 月 6 日付で普通株式 1 株につき 100 株の株式分割を行っておりますが、2024 年 12 月期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益を算出しております。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....

4. 当社は、2026年1月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2023年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、2023年12月期の数値については、ESネクスト有限責任監査法人による監査を受けておりません。

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
1株当たり当期純利益	55.91円	100.39円	197.62円
1株当たり配当額	—円	—円	—円
（1株当たり中間配当額）	（—円）	（—円）	（—円）

#### 5. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である舘林 真一、売出人である株式会社エスコン並びに当社株主（当社新株予約権の保有者を含む。）である株式会社GM、丸野 卓也、イノベーション・ホテル有限責任事業組合、松尾 繁樹、川鍋 一郎、株式会社フジタコーポレーション、佐々木 翔平、原田 静織、関口 健一及び当社従業員2名は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年10月18日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、売出人であるインキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合、ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合及びFFFGベンチャー投資事業有限責任組合第1号は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及び売却価格が上記1.における発行価格の1.5倍以上であって、株式会社SBI証券を通じて行う株式会社東京証券取引所で行う売却等を除く。）を行わない旨を合意しています。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等を除く。）を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

#### 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

.....  
 ●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
 ●.....

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

.....  
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」  
●（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。  
.....